

【課税標準の特例の適用を受ける償却資産】

※一部抜粋

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

詳しくは、資産税課償却担当までお問い合わせください。

※法令の改正により、適用資産、適用期間、範囲などが変更になることがあります。

特例対象資産	根拠規定（法：地方税法）		取得時期	適用期間	特例率	備考、添付書類等
	条	項 号				
ガス事業用資産	法第349条の3	第2項		取得後5年間	1/3	
その後5年間				2/3		
内航船舶		第5項		期限なし	1/2	遊覧船、遊漁船等は除く
家庭的保育事業		第27項		期限なし	1/2	設置時期や金額がわかる書類の写し等 市長が発行する認可通知書の写し
居宅訪問型保育事業		第28項		期限なし	1/2	
事業所内保育事業（利用定員5人以下）	第29項		期限なし	1/2		
汚水又は廃液処理施設	法附則第15条	第2項第1号	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2	施設又は設備の仕様及び図面の写し 設置時期や金額がわかる書類の写し 各対象資産であることを示す許可申請等の写し
ごみ処理施設		第2項第2号		期限なし	1/2	
一般廃棄物の最終処分場		第2項第3号		期限なし	2/3	
産業廃棄物処理施設 （廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）		第2項第4号イ		期限なし	1/2	
産業廃棄物処理施設		第2項第4号ロ		期限なし	1/3	
下水道除害		第2項第5号		期限なし	4/5	
太陽光発電設備		第25項第1号イ		R2.4.1～ R6.3.31	取得後3年間	
1kW未満	第25項第2号イ	取得後3年間	7/12			
1kW以上	第25項第1号ロ	R2.4.1～ R6.3.31	取得後3年間	1/2	固定価格買取制度に係る認定通知書の写し等	
風力発電設備	第25項第2号ロ		取得後3年間	7/12		
20kW以上	第25項第1号ハ	取得後3年間	1/2			
20kW未満	第25項第3号ロ	取得後3年間	1/3			
地熱発電設備	第25項第1号ニ	取得後3年間	1/2			
1kW未満	第25項第3号ハ	取得後3年間	1/3			
1kW以上	第25項第2号ハ	取得後3年間	7/12			
バイオマス発電設備	第25項第3号イ	取得後3年間	1/3			
1万kW以上2万kW未満	第32項	H29.4.1～ R6.3.31	補助を受けた日の属する年の翌年から5年	1/2	企業主導型保育事業の運営費補助を受けていることがわかる書類の写し	
1万kW未満						
5kW以上						
5kW未満						
水力発電						
特定事業所内保育施設						

先端設備等導入計画の認定を受けて取得した設備等の特例

先端設備等導入計画の認定を受けて取得した設備 ※令和5年3月31日取得分まで	法附則旧第64条	～R5.3.31	取得後3年間	0	先端設備導入計画に係る認定申請書の写し、その認定書の写し、工業会等による仕様等証明書の写し
先端設備等導入計画の認定を受けて取得した設備（生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産） ※令和5年4月1日以降に取得したもの	法附則第15条第45項	R5.4.1～ R7.3.31	（賃上げの表明なし） 取得後3年間	1/2	先端設備導入計画に係る認定申請書の写し、その認定書の写し、工業会等による仕様等証明書の写し
		R5.4.1～ R6.31	（賃上げの表明あり） 取得後5年間	1/3	先端設備導入計画に係る認定申請書の写し、その認定書の写し、認定経営革新等支援機関が発行する確認書の写し、（該当する場合のみ）従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
		R6.4.1～ R7.3.31	（賃上げの表明あり） 取得後4年間	1/3	

注：特例率の網掛けは、地方自治体が条例で定める特例率（わがまち特例）が導入されています。